

令和8年7月近江八幡市教育委員会臨時会（要旨）

1. 開催日時 令和8年7月3日（金） 13時00分～13時11分

2. 開催場所 会議室 2F・2G

3. 出席委員	教育長	安田 全男
	教育長職務代理者	重森 恵津子
	委員	西田 佳成
	委員	大更 秀尚
欠席委員	委員	圓山 淳子

4. 事務局出席者

教育部長	太田 明文
教育総務課長	澤 千央
教育部次長兼学校教育課長	善住 晶子
学校教育課参事	松本 猛
学校教育課長補佐	中村 浩一
教育総務課長補佐	田村 俊幸
教育総務課主任主事	上野 美帆

5. 会議を傍聴した者 0人

6. 会議次第

【議 案】

- 議第16号 近江八幡市公的地域クラブ活動の部費の徴収等に関する規則の制定について
- 議第17号 近江八幡市地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について
- 議第18号 近江八幡市公的地域クラブ活動の設置に関する要綱の制定について
- 議第19号 近江八幡市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

7. 議事の経過

(1) 開会（日程確認）

- ・出席委員定数の確認
- ・日程について

承認

(2) 議事

- ◆議第16号 近江八幡市公的地域クラブ活動の部費の徴収等に関する規則の制定について
- ◆議第17号 近江八幡市地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について
- ◆議第18号 近江八幡市公的地域クラブ活動の設置に関する要綱の制定について
- ◆議第19号 近江八幡市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

【事務局説明】…学校教育課

6月定例会で質問のあった「近江八幡市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」に関して、文部科学省への照会や通知等を参考に再度整理した。

1つ目に、「近江八幡市立学校教職員は県費負担教職員を指すのか」という質問については、県費負担教職員に限らず、市費負担教職員を含む原則全ての教職員を対象としている。栄養教諭、養護教諭及び事務職員等も含む。

ただし、兼職兼業の申請が必要となる対象者には一定の要件があるため、その要件については第2条に定義した。第2条に規定しているとおり、県費・市費負担教職員のうち、正規教職員と同様に週38時間45分勤務する者が、兼職兼業の申請の対象となる。

例えば、県費負担教職員のうち、週38時間45分勤務をしない非常勤講師は、兼職兼業の申請は不要である。市費負担教職員も同様の取り扱いであるが、現状では、週38時間45分勤務の市費負担教職員はいない状況である。これらについては、地方公務員法や教育公務員特例法の規定を確認しており、文部科学省にも確認済みである。

2つ目に、「県費負担教職員が兼職兼業をする場合に、県教職員課への届出が必要ではないか」とのご質問について、県に確認したところ、服務監督は市が行うこととなるため、県への報告や届出は不要との回答を得ている。

【質問等】

○大更委員

「近江八幡市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許

可に関する要綱」については、第2条が新たに追加され、それ以降の条番号が繰り下がるという理解でよいか。

○学校教育課

そのとおりである。

【採 決】

議第16号 近江八幡市公的地域クラブ活動の部費の徴収等に関する規則の制定について

承認

議第17号 近江八幡市地域クラブ活動の認定に関する要綱の制定について

可決

議第18号 近江八幡市公的地域クラブ活動の設置に関する要綱の制定について

可決

議第19号 近江八幡市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

可決

8. 閉会

教育長が臨時会の閉会を宣言